

社会福祉法人 清 和 会

役 員 報 酬 規 程

役員等の旅費及び報酬規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清和会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、退任慰労金その他、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。
- (5) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。費用と報酬等とは、明確に区別されるものとする。

第2章 報 酬 等

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 継続かつ定期的に就業する常勤役員については、月額で報酬を支給する。
 - (2) 非常勤役員については、業務に応じた報酬及び退任慰労金を支給する。
- 2 役員等に対する退任慰労金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める俸給表を基に、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価の上、評議員会にて決定する。
- (2) 翌年度の報酬額は、定時評議員会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。
- (3) 通勤手当については、職員給与規程第18条の規定に準ずる額の1/2とする。

(非常勤役員の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定め

るものとする。

- (1) 報酬については、別表 2-(1)に定める額
- (2) 理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、業務のための出勤報酬は支払わないものとする。

(監事の報酬等の算定方法)

第 6 条 監事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表 2-(2)に定める額
- (2) 理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、業務のための出勤報酬は支払わないものとする。

(評議員の報酬等の算定方法)

第 7 条 評議員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、定款第 8 条で定める金額を超えない範囲で、別表 3 に定める額。

(役員等以外の委員の報酬等の算定方法)

第 8 条 役員等以外の委員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 苦情対応第三者委員の報酬については、別表 4-(1)に定める額。
- (2) 評議員選任・解任委員の報酬については、別表 4-(2)に定める額。

(報酬等の支払い方法)

第 9 条 報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- 2 常勤役員に対する報酬については、職員給与規程第 3 条及び第 7 条に準じて支給する。
- 3 非常勤役員に対する報酬は、当該会議又は法人及び施設業務のため出勤した都度、支給する。
- 4 監事に対する報酬は、当該会議又は法人及び施設業務のため出勤した都度、支給する。
- 5 評議員に対する報酬は、当該会議又はその職務の執行のため出勤した都度、支給する。
- 6 役員等以外の委員に対する報酬は、当該会議のため出勤した都度、支給する。
- 7 報酬の支払額は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(交通費)

第 10 条 理事会・評議委員会・苦情対応第三者委員会・評議員選任・解任委員会への出席

又は、役員が法人業務に携わった時の交通費は、次の通り支払う。

- (1) 第4条に該当しない役員等、並びに役員等以外の委員については、別表5により実費弁償費を支払うことができる。なお、交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

第3章 出張旅費

(出張旅費)

第11条 役員等が、法人業務のために出張する出張旅費は、原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。

- 2 交通費は鉄道費、船賃、車賃、航空賃(急行料金、特急料金、指定席料金などを含む)に要した実費を支給する。
- 3 宿泊費は、出張中の宿泊数に応じて、1日あたり15,000円を支給する。
- 4 宿泊日当は、宿泊を伴う出張に対して、1日あたり10,000円を支給する。
- 5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その使途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

(出張旅費の仮受け)

第12条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受けすることができる。

(出張旅費の精算)

第13条 出張者は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

- 2 出張旅費を仮受けした場合は、出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

第4章 退任慰労金

(金額の算定)

第14条 退任役員等に対する退任慰労金の金額は、別表6により在任期間の年数を乗じて算出した金額とする。

- 2 在任期間の計算は、役員等就任日を起算として、1年に満たない端数月は6か月以上のときは切り上げ、6か月未満のときは切り捨てるものとする。

(支給の方法)

第15条 退任慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した時点において、後1か月以内に現金にて支給する。

(控除)

第16条 退任慰労金の支給にあたり、法令の定めるところによる控除すべき金額及び退任

役員等が法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。

第5章 慶 弔

(傷病見舞金)

第17条 役員等が傷病により入院が継続して1週間以上に及んだときは、別表7に定める傷病見舞金を支給する。

(弔慰金)

第18条 役員等が死亡したときは、別表8の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族への香華料)

第19条 役員等の親族等が死亡したときは、別表9に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

第6章 附 則

(適用除外)

第20条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(公表)

第21条 当法人は、本規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第22条 本規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補 則)

第23条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規則は、平成 5年9月1日から施行する。

この規則は、平成 15年4月1日から施行する。

この規則は、平成 18年6月1日から施行する。

この規則は、平成 22年4月1日から施行する。

この規則は、平成 23年6月1日から施行する。

この規則は、平成 25年12月1日から施行する。

この規則は、平成 27年6月1日から施行する。

この規則は、平成 29年6月10日から施行する。

別表1 (常勤役員俸給表)

号 俸	支給基準額	摘 要
1号俸	月額 150,000円	継続かつ定期的な勤務 月平均10日以上出勤
2号俸	月額 160,000円	
3号俸	月額 170,000円	
4号俸	月額 180,000円	
5号俸	月額 190,000円	
6号俸	月額 200,000円	
7号俸	月額 210,000円	
8号俸	月額 220,000円	
9号俸	月額 230,000円	
10号俸	月額 240,000円	
11号俸	月額 250,000円	

別表2 (非常勤役員の報酬)

(1) 理 事

名 称	報酬(月額)
理事会への出席	15,000円
評議員会への出席	15,000円
上記以外、 法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(2) 監 事

名 称	報酬(月額)
理事会への出席	15,000円
評議員会への出席	15,000円
監事監査	30,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

別表3 (評議員の報酬)

名 称	報酬(月額)
評議員会への出席	15,000円
上記以外、 法人及び施設業務のための出勤	10,000円

別表4 (その他、委員の報酬)

(1) 苦情解決第三者委員

名 称	日 額
苦情解決第三者委員会への出席	5,000円

(2) 評議員選任・解任委員

名 称	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	15,000円

別表5 (交通費) ※ 第4条に該当しない役員・評議員等

名 称	実費弁償費 (日額)
・ 理事会・評議員会出席 ・ 法人業務 ・ 監事監査指導 ・ 評議員選任・解任委員会出席 ・ 苦情対応第三者委員出席	1,500円 (菊池圏域) 3,000円 (熊本市内) 5,000円 (上記以外)

別表6 (退任慰労金)

名 称	退任慰労金
理事・監事 (非常勤役員)	在任期間1年につき 10,000円
評議員	在任期間1年につき 10,000円

別表7 (見舞金)

名 称	支給基準額
傷病見舞金	ア. 私傷病見舞金 10,000円 イ. 業務上の傷病による見舞金 20,000円

別表8 (弔慰金)

対象者	支給基準額	備 考
理事長	30,000円	弔電・生花
その他の役員等	20,000円	

別表9 (香花料)

対象者	支給基準額	備 考
配偶者	10,000円	弔電・生花
父母	10,000円	
配偶者の父母	10,000円	
子	10,000円	
祖父母	10,000円	弔電
兄弟	10,000円	